

平成24年度 補正予算

第四回 定例会

■ 一般会計 1億6,918万3千円の追加

(主な内容)

- ・ 児童館改修事業 948万2千円
- ・ 育成牧場経費 3,545万円
- ・ 除雪対策 1億462万2千円

特別会計

- ・ 下水道事業 413万3千円の減額
- ・ 国保事業 1,201万9千円の追加
- ・ 後期高齢者医療 68万円の追加

企業会計

- ・ 病院事業 603万6千円の追加
- ・ 上水道事業 123万5千円の減額

第4回定例会は12月11、12、13日に開催され、一般会計1億6,918万3千円を追加し特別会計と合わせて1億7,774万9千円の追加補正が提案され、議会はこれを原案どおり可決しました。

条例の一部改正

標茶町立へき地保育所条例の一部を改正

上御卒別へき地保育所は今まで休所していましたが12月11日をもって廃止となりましたので条例の一部を改正したものです。

標茶町児童館条例の一部を改正

現在の新栄児童館が今までの幼稚園舎に移転されることとなります。

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正

平成25年1月の新園舎において保育を行うため幼稚園の設置位置の改正がされました。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正

新たに幼稚園児に給食を提供するために改正するものです。

謹賀新年

標茶町議会議員

平川昌昭 川村多美 深見善迪 熊谷善行 田中敏文 鈴木裕美 館田賢治 後藤藤勲 黒沼俊幸 林沼俊博 本多耕平 菊地誠道 長尾式宮 松下哲也



— 今年移転する新栄児童館 —

標茶町手数料条例の一部を改正

特定健康診査の対象年齢を満年齢と規定していましたが、年齢の捉え方に混乱が生じていたため、年齢基準を明確化するため当該年度に達する年齢に改めたものです。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正

「民法等の一部を改正する法律」が施行され、法人を未成年後見人に選任することができるようになったことに伴う規定の改正です。

「地域主権改革一括法」の制定に伴い、国から町への権限移譲が行われることになり、次の条例の一部が改正されました。

「地域主権改革一括法」の制定に伴い、国から町への権限移譲が行われることになり、次の条例の一部が改正されました。

標茶町下水道条例の一部を改正

下水道施設の構造及び維持管理の基準等を町の条例で定めることになりました。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正

水道工事の敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を町の条例で定めることになりました。

標茶町町営住宅管理条例の一部を改正

町営住宅等の整備基準を町の条例で定めることになりました。また、同時に文言の整理、条例名の改正も行いました。

標茶町廃棄物処理施設設置条例の一部を改正

町が設置する一般廃棄物処理施設に限り、技術管理者の資格に関する基準を、町が独自に条例制定することになりました。

研修牧場建設に取り組むべき

黒沼俊幸 議員

町長 連携を密に支援を考える

問 本町の生乳生産量が平成23年度は15万9千tとなり平成21年度の16万6千tから約4%減となっている。

本町の酪農は、戸数の減少はあるが酪農家の規模拡大等で生産が縮小されず推移してきたが、昨年は搾乳中止者が11戸あったことが減産の大きな要因だと思ふ。平成24年になっても酪農がゼロになることはなく、本町農業の大きな課題である。近隣の町村が成功している研修牧場の立上げが急務であると共に、新規就農者を積極的に募集し、研修牧場で2〜3年実地研修し、離農した牧場に就農する制度

が必要と考える。次の2点について質問する。1点目は、平成21年から23年で何戸新規就農したのか。2点目は現在JAしべちゃが研修牧場を平成26年に建設する方向だが町長はどの様にかかわっているか。

答 平成21年度から23年度まで新規就農の実績はないがアグリモニターの女性が酪農後継者と結婚に至った実績はある。

JAと法人との検討会議に参加要請があり、担当職員を出席させている。昨今の就農希望者は研修牧場や企業体での研修希望が多いのも事実である。JA自らが取り組もうとしている事は画期的なことでもあり、連携を密にし、支援を考えていく。



※アグリモニター (就農体験者)

一般質問

町政を問う

ニューホーム推進事業の再検討を

本多耕平
議員

町長 ニューホーム推進協議会と連携していく

本年度のニューホームの推進事業についてどのような展開があったのか、さらには24年度改めて事業展開の内容が変わったものがあれば伺いたい。

ニューホーム対策事業の中で、農村の花嫁問題は、1次産業での標茶町の緊急課題、永遠の課題である。近年の離農あるいは休農の中で、一番残念なことは後継者がいないことである。また、搾乳停止、あるいはさらには休農、離農に追い詰められている。農村の花嫁問題は、行政が先頭になってやっていくべき課題ではないか。

農業後継者対策の中に、地域の青年会活動、集団活動、グループ活動というのが大きな要素を含んでいる。改めて青年団活動、グループ活動というのが本場に必要時代になってきている。公民館事業



の分野で、地域と密着した青年教育活動をすべきと考えるがどうか。

答 今年度のこれまでの取り組みは、関西女性との交流会に本町から2名の青年が参加した。ニューホームの推進協議会では、これまで対象者のニーズに合わせて、柔軟な対応をしてきていると認識をしている。地域での主体的な取組には支援をしていきたい。

地域の特性を生かした青年活動を尊重しながら、可能な限り連携を踏まえて検討していきたい。

公民館事業については、地域活動の拠点として支援していきたい。

教育費の父母負担軽減費の増額を

深見 迪
議員

教育長 現時点では改正の考えはない

減費」は小学生、中学生とも年額2,000円支給になっている。これを小学校では3,000円に、負担が大きくなる中学校では6,000円にすることを提案したいがどうか。この費用は、現行の費用に126万8,000円を加える事で

問 本町の学校で使われる教材等の年間費用は、個人負担でいくらか。また、これに給食費を含めると実際の個人負担金額はどうか。

答

実現できるがどうか。

文部科学省の調査結果では、年間収入が多い家庭ほど子どもに多く教育費をかけているという実態が明らかにされた。教育の機会均等の原則からみても、憲法26条の「義務教育はこれを無償とする」の原則からしても教育費の私的負担をさらに軽減すべきと考えるがどうか。

本町の学校教材費の年間個人負担の状況は、小学校は、平均で約2,800円に給食費が約4万円で合わせて4万2,800円。中学校では、平均で約8,400円に給食費が約4万6,800円で合わせて5万5,200円となっている。

憲法の原則については、議員と同じ認識であり、町として教育費全体でこれまでもそのような取組みは行ってきた。

本町の父母負担軽減額については、小学校は一人当たり2,000円と、このほか学校への配当として760円(教材費・教材印刷費)支出しており合計で2,760円の軽減額となっている。中学校は一人当たり2,000円と学校配当が1,000円で合計3,000円の軽減額となっている。

したがって、小学校は充足しているものと判断しているし、中学校は現時点では、改正についての考えはない。